

事業対象者の要件について

申請を希望する者は、一般ガス事業^{※1}、簡易ガス事業^{※2}、LPガス販売事業^{※3}のいずれかを行う者で、次の各号の要件を満たす者とする。

(1) 一般ガス事業の場合

- ア 原則として、会社組織が法人であること。
- イ 原則として、半径5 Km以内にガス事業法に基づく事業所が存在し、かつ甲種、又は乙種ガス主任技術者が常勤していること。
- ウ 都市ガスの販売戸数が基準戸数（原則として1000戸）以上であること。
- エ 一般社団法人日本ガス協会会員であること。
- オ 暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者でないこと。

(2) 簡易ガス事業の場合

- ア 原則として、会社組織が法人であること。
- イ 原則として、半径5 Km以内にガス事業法に基づく事業所が存在し、かつ甲種、乙種、丙種いずれかのガス主任技術者が常勤していること。
- ウ LPガスの販売戸数が基準戸数（原則として1000戸）以上であること。
- エ 一般社団法人日本コミュニティーガス協会会員であること。
- オ 暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者でないこと。

(3) LPガス販売事業の場合

- ア 原則として、会社組織が法人であること。
- イ 原則として、半径5 Km以内に液化石油ガス法に基づく事業所が存在し、かつ液化石油ガス業務主任者が常勤していること。
- ウ LPガスの販売戸数が基準戸数（原則として1000戸）以上であること。
- エ 一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会会員であること。
- オ 暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者でないこと。

※1 「一般ガス事業」とは、いわゆる「都市ガス」と呼ばれるものであり、ガス事業法に基づくガス小売事業（※2を除く）をいう。

※2 「簡易ガス事業」とは、ガス事業法に基づくガス小売事業の内、特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものであって、一の団地内におけるガスの供給地点の数が70以上のものの事業をいう。

※3 「LPガス販売事業」とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下、「液化石油ガス法」という。）に基づく、液化石油ガス販売事業をいい、導管を通じて70未満の供給地点に供給する場合も当該事業のことをいう。